特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
杵築市は、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県杵築市長

公表日
令和5年3月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	杵築市は、公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で利用する。 ①公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 ②公営住宅法第十六条第四項若しくは第二十八条第四項の収入の把握に関する事務 ③公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ④公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収に関する事務 ⑤公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ⑦公営住宅法第二十七条第五項若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧公営住宅法第二十九条第一項又は第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 ⑨公営住宅法第二十九条第六項の家賃の決定又は同条第七項の金銭の徴収に関する事務 ⑩公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ⑪公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務 ⑫公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑬公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務
③システムの名称	1. MICJET番号連携サーバ　2. 中間サーバー　3. 公営住宅管理システム （以下庁内連携事務） 4. 総合滞納管理システム　5. 児童手当システム　6. 児童扶養手当システム 7. 特別児童扶養手当システム　8. 生活保護システム

2. 特定個人情報ファイル名
住宅管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第一の19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第18条 3. 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。）第4条第1項及び別表第2の16の項（庁内連携事務）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号）第22条 （情報提供の根拠） なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設課
②所属長の役職名	建設課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒873－0001　大分県杵築市大字杵築377番地1　℡0978－62－1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設課　〒873－0001　大分県杵築市大字杵築377番地1　℡0978－62－1811

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月27日	Ⅰ関連情報　３　法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第一の19の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第18条	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第一の19の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第18条 3．杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。）第4条第1項及び別表第2の16の項（庁内連携事務）	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ関連情報　５　②所属長の役職名	建設課長　羽田野　　陽　一	建設課長	事後	
平成30年9月27日	Ⅱしきい値判断項目　１ 時点計数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年9月27日	Ⅱしきい値判断項目　２ 時点計数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅰ関連情報　1　②事務の概要	①公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 ②公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収に関する事務 ④公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務	①公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 ②公営住宅法第十六条第四項若しくは第二十八条第四項の収入の把握に関する事務 ③公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ④公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収に関する事務 ⑤公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ関連情報　1　②事務の概要	⑥公営住宅法第二十七条第五項若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦公営住宅法第二十九条第一項又は第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 ⑧公営住宅法第二十九条第五項の家賃の決定又は同条第六項の金銭の徴収に関する事務 ⑨公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ⑩公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務 ⑪公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑫公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務	⑦公営住宅法第二十七条第五項若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧公営住宅法第二十九条第一項又は第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 ⑨公営住宅法第二十九条第六項の家賃の決定又は同条第七項の金銭の徴収に関する事務 ⑩公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ⑪公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務 ⑫公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑬公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目　1 時点計数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目　2 時点計数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	―	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	Ⅱしきい値判断項目　1 時点計数	平成31年4月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	
令和1年12月6日	Ⅱしきい値判断項目　2 時点計数	平成31年4月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅱしきい値判断項目　1 時点計数	令和1年10月1日　時点	令和2年10月1日　時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅱしきい値判断項目　2 時点計数	令和1年10月1日　時点	令和2年10月1日　時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅳリスク対策	[　○　] 外部監査	[　　] 外部監査	事後	
令和3年11月26日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1．番号法第19条第7号及び別表第二の31の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号）第22条	（情報照会の根拠） 1．番号法第19条第8号及び別表第二の31の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号）第22条	事後	
令和3年11月26日	Ⅱしきい値判断項目　1 時点計数	令和2年10月1日　時点	令和3年10月1日　時点	事後	
令和3年11月26日	Ⅱしきい値判断項目　2 時点計数	令和2年10月1日　時点	令和3年10月1日　時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅱしきい値判断項目　1 時点計数	令和3年10月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅱしきい値判断項目　2 時点計数	令和3年10月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅳリスク対策　8 監査	[　　] 外部監査	[　○　] 外部監査	事後	